保護者　各位

神戸大学附属小学校

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症は、下の表のように定められており、学校保健安全法第 19 条によって出席停止の措置をとることができます。

学校感染症の疑いのある場合は必ず医師の診断を受け、本校ホームページにあります「出席停止報告書」に保護者自身が記入の上，担任に提出して下さい。（医療機関に記入していただく必要はありません）

なお、学校感染症は欠席扱いとはなりませんので、医師の指示に従って休養されるとともに、周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。

学校感染症の種類

種類	病名	出席停止基準（めやす）
第1種	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウィルスに限る）,痘瘡,鳥インフルエンザ（H5N1 型のみ）	治癒するまで（家族に発生した場合も患者家族としての検査結果が判明するまで）
第2種	インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または５日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹	発疹に伴う発熱が解熱した後、３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが出た後、５日間を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、２日を経過するまで
	結核	症状により伝染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により伝染のおそれがないと認められるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日間を経過し，かつ，症状が軽快した後１日を経過するまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症,流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎,その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで